

（移動支援）

第19条 移動支援費の給付の対象となる移動支援とは、次に掲げる事項を目的とし、1日の範囲で用務を終えることができる外出の支援とする。ただし、通学、通所、通園等に係る継続的もしくは長期にわたる外出又は通勤、営業活動等の経済活動に係る外出その他市長が適当でないと認めた場合は、対象としない。

（1） 社会生活上必要な外出（代読、代筆を含む。）

（2） 余暇活動及び社会参加

2 前項ただし書の規定にかかわらず、通学に係る外出について、前条の対象者の保護者が急病、けがその他やむを得ない事情により一時的に通学に係る外出の支援ができない場合であつて、市長が必要と認めるときは、移動支援費の給付の対象とすることができる。

3 移動支援の利用時間は、原則として午前6時から午後10時までとする。